

法人県民税・法人事業税の税率改正等について(お知らせ)

山 梨 県

平成31年度の税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されます。
また、予定申告について経過措置が設けられていますので、申告に際しまして御留意ください。

1 税率改正について

区 分		改正前	改正後
法人県民税法人税割	下記以外の法人	4.0%	1.8%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円の法人で、		
	従業者の総数(山梨県以外の従業者を含む)が300人を超える場合	4.0%	1.8%
	従業者の総数(山梨県以外の従業者を含む)が300人以下の場合	3.2%	1.0%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人		
○ 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)			
○ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの	3.2%	1.0%	
○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人			

区 分	法人の種類	所得等の区分	税 率					
法人事業税	① 所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%			
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%			
			所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%			
			軽減税率不適用法人(※)	6.7%	7.0%			
	② 収入金額課税法人	電気・ガス供給業、保険業	収入金額		0.9%	1.0%		
			③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	所得割	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%
						年400万円を超え800万円以下の所得	0.5%	0.7%
		年800万円を超える所得		0.7%	1.0%			
		軽減税率不適用法人(※)		0.7%	1.0%			
		付加価値割	付加価値額	1.20%				
	資本割	資本金等の額	0.5%					

※ 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

区 分	課 税 標 準	税 率				
地 方 法 人 特 別 業 税	① 所得金額課税法人	普通法人等	法人事業税所得割額	—	37.0%	
	② 特別法人事業税 (R1.10.1～新設)	特別法人	法人事業税所得割額	—	34.5%	
	③ 外形標準課税法人		法人事業税所得割額	—	260.0%	
	④ 収入金額課税法人		法人事業税収入割額	—	30.0%	
	⑤ 地方法人特別税 (R1.10.1～廃止)	所得金額課税法人		法人事業税所得割額	43.2%	—
		収入金額課税法人		法人事業税収入割額	43.2%	—
		外形標準課税法人		法人事業税所得割額	414.2%	—

2 予定申告の経過措置について

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告について、経過措置が設けられています。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6.3 (割ごとに計算)
特別法人事業税	前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

<お問い合わせ先>

山梨県税務課 課税担当

TEL:055-223-1387

山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当

TEL:055-261-9116